

バリアフリー住宅リフォームに係る補助等制度比較

事業名	介護保険住宅改修費支給制度	いきいき住まいリフォーム助成	障がい者・児の日常生活給付事業（住宅改修）	住宅リフォーム補助制度
担当課	介護保険課（21-3036）	高齢福祉課（21-3025）	障がい保健福祉課（21-3263）	住宅課（21-3385） ※耐震改修は建築行政課（21-3397）
補助対象者	要介護認定（要支援も含む）を受けており、在宅での生活を継続するために住宅を改修する者	<p>次のいずれかに該当する者で、所得税が非課税である者</p> <p>① 6歳以上の者で、身体機能の低下等の理由により日常生活を営むために支障があるため住宅の改造が必要と認められる者</p> <p>② 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けており、下肢もしくは体幹の機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害、視覚障害、上肢機能障害、内部機能障害のいずれかに該当する者であって、市長が別に定める判定基準により日常生活を営むために支障があるため住宅の改造が必要と認められる者</p> <p>③ 身体障害者手帳の交付を受けていない6歳未満の者で、居宅において常時車いすおよび歩行補助器具を使用している者であって、市長が別に定める判断基準により日常生活を営むために支障があるため住宅の改造が必要と認められる者</p> <p>※借家である場合は、所有者または管理者から住宅改造の許可が必要</p>	<p>市内に居住する在宅障害児・者で、次に掲げる者</p> <p>① 下肢、体幹機能障害または乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する障害程度等級3級以上（特殊便器への取替をする場合は、上肢2級以上の者）で、原則として学齢児以上の方</p> <p>② 難病等により、下肢または体幹機能に障害のある者（特殊便器への取替をする場合は、難病等により、上肢機能に障害のある者）</p>	<p>① 市内に自らが所有し、居住する住宅を改修する者</p> <p>② 市内に所有している住宅を改修して居住する者</p>
補助対象住宅	<p>介護保険被保険者証に記載されている住所地である住宅</p> <p>※共同住宅である場合は、原則、専有部分が対象</p> <p>※賃貸住宅の場合は、賃貸人の承諾書が必要</p>	上記対象者が居住している住宅	当該住宅改修が現に給付対象者が居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする）であり、なおかつ、身体の状況、住宅の状況等を勘案して市長が必要と認める場合	<p>① バリアフリー改修工事：一戸建ての住宅、併用住宅<sup>※1</sup>、長屋<sup>※2</sup>、共同住宅<sup>※2</sup></p> <p>② 断熱改修工事：一戸建ての住宅、併用住宅<sup>※1</sup></p> <p>③ 耐震改修工事：一戸建ての住宅、併用住宅（住宅部分が延べ面積の1/2以上のもの）</p> <p>※1：住宅部分      ※2：専有住戸部分</p>
事業者（施工業者）要件	<p>特に定めなし</p> <p>※受領委任払い方式を利用する場合は、「住宅改修費受領委任払事業者名簿」に記載している事業者のみ</p>	特になし	<p>ア　市の区域内において、本店、支店、営業所または出張所（以下、「事業所等」という）を有し、または市の区域内に事業所等を有していないが、市の隣接地域に事業所等を有する等、利用者の利便その他事業の適正な運営が確保されるものと市長が認めた事業者で、現に用具の販売等を行っており、かつ、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>（ア）　市の入札参加資格者（有資格業者登録済）であり、かつ用具の確保が容易にできること。</p> <p>（イ）　市の補装具業者であり、かつ、用具の確保が容易にできること。</p> <p>イ　前項の規定にかかわらず、先進的な技術等を駆使し、障害特性に配慮した機器を扱う事業者で、特に市長が認めた者</p>	<p>① または②のいずれかの事業者が施工する工事</p> <p>① 市内に本店（主たる営業所）を置く以下事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法に基づく建設業の許可を受けた事業者</li> <li>・住宅瑕疵担保責任保険法人の保険に登録している事業者</li> <li>・北海道住宅リフォーム推進協議会の事業者登録制度に登録している事業者</li> </ul> <p>② 改修工事を行おうとする住宅を建築した事業者（営業所の所在地や建設業の許可等の要件なし）</p>

## バリアフリー住宅リフォームに係る補助等制度比較

事業名	介護保険住宅改修費支給制度	いきいき住まいリフォーム助成	障がい者・児の日常生活給付事業（住宅改修）	住宅リフォーム補助制度
補助率・ 補助限度 額	介護保険の負担割合に応じ、改修工事費用の7割～9割（上限14万円～18万円）を支給（支給対象限度額は同一住宅で20万円まで）  【例】施工費が18万円で、本人の利用負担割合が1割だった場合、本人の自己負担額が18,000円、市からの支給額は162,000円	改造に要する費用の2／3（千円未満の端数は切り捨てとし、50万円を上限）  ただし、介護保険制度の住宅改修費、日常生活用具給付等事業の居宅生活動作補助用具費として法定給付を受けられる場合は、その額を助成額から減じる。	給付限度額20万円	①バリアフリー改修工事および断熱改修工事 対象額の合計の20%以内で、限度額は20万円（千円未満切り捨て） ②耐震改修工事 耐震改修に要する工事費（消費税相当額を含む）の20%以内で、限度額は40万円（千円未満切り捨て） ※耐震改修工事とバリアフリー改修工事や断熱改修工事を同時に行う場合の限度額は60万円（千円未満切り捨て）
補助 対象工事	①手すりの取り付け ②床段差の解消（スロープの設置、敷居の撤去等） ③滑り防止や円滑に移動するための床材の変更 ④開き戸から引き戸などへの扉の取り替え ⑤和式から洋式への便器の取り替え ⑥各工事に付帯して必要な工事	玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等の対象者が利用する箇所で、バリアフリー化することにより対象者の自立が助長され、家族等介護者の負担が軽減されると認められる住宅の改造を対象	ア 手すりの取り付け イ 段差の解消 ウ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	①バリアフリー改修工事 ・浴室の全面改修 ・便所の改修 ・階段勾配の緩和 ・段差解消 ・通路の拡幅 ・手すりの設置（屋外を含む） ・出入口の改修 ・玄関前スロープの設置 ②断熱改修工事 ・開口部の断熱改修 ・壁の断熱改修 ・天井または屋根の断熱改修 ・床の断熱改修 ③耐震改修工事
その他	・工事着工前に市の承認が必要（事前申請） ・心身の状態に適した住宅改修を行うため、ケアマネージャーまたは担当する地域包括支援センター職員が作成する理由書が必要となるため、事前申請前にケアマネージャー等への相談が必要 ・申請書類の提出先は函館市住宅都市施設公社（業務委託） ・新築工事や増築工事は対象外 ・改修理由が老朽化や汚損による場合は対象外	・介護保険制度の「住宅改修」、日常生活用具給付等事業の「居宅生活動作補助用具」が利用できる場合は、それらを優先	・給付は原則1回とする。 ・住宅改修については、介護保険制度を優先	・対象工事の対象額（基準額または見積書による工事に要する費用のいずれか少ない額。以下同じ。）の合計が30万円以上の工事 ・補助の対象となる工事は、申請年度の2月末までに完了 ・新築工事や増築工事は対象外 ・同一区分（バリアフリー改修工事、断熱改修工事、耐震改修工事）における当該補助金の交付を当年度までの10年間において、一度でも受けている方は補助の対象外 ・補助金の申請は、同一年度内において、同一住宅（戸）または同一市民につき1回。ただし、バリアフリーもしくは断熱の改修工事と併せて耐震改修の申請をする場合は、併せて1回と見なす。